

## 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第5回有識者会議

日時：令和6年11月2日（土）17：30～20：00

場所：ウェディングプラザアラスカ 地下1階サファイア

（司会）

それでは、皆様お集まりですので、ただ今から「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度検討 第5回有識者会議」を開会いたします。

はじめに、本日の会議は、青木委員と錦澤委員がオンライン出席、その他の委員の皆様は全員出席しているということを御報告申し上げます。

また、本日は、再生可能エネルギー事業者による構成団体である、一般社団法人日本風力発電協会の斉藤様。オンラインにて、一般社団法人再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の川崎様に御出席いただいております。

後ほどの議事において、共生制度及び再エネ新税に対する事業者団体の意見を伺うこととしておりますので、よろしく願いいたします。

次に本日の会議ですが、次第に記載のとおり、第1部と第2部に分けて行います。

第2部につきましては、非公開となりますので、関係者以外の方は、第1部終了後、事務局の指示に従い、速やかに御退室くださるよう御協力をお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。

はじめに、宮下知事から会議開催にあたり御挨拶申し上げます。

（宮下知事）

本日、土曜の夜にも関わらず皆様にお集まりいただきましたこと、また、錦澤委員及び青木委員にはオンラインで参加していただきましたことに、心から感謝申し上げます。

いよいよ共生制度は大詰めの段階を迎えており、再エネ新税に関しても、前回の会議後、さらに検討を重ねて参りました。一体として機能する制度という意味では、ともに大詰めを迎えているものと考えております。

こうした中、本日は事業者団体の皆様にも御意見を伺う機会でもございます。本日も是非皆様の忌憚のない御意見をお伺いできればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

<第1部 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度について>

(司会)

それでは、早速ですが議事に入りたいと思います。

以降の議事進行につきましては、本田議長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

(本田議長)

こんばんは。お疲れ様でございます。

それでは、先ほど知事の方からもありましたように、本日は共生制度案に関する事業者の方々の御意見を直接聞ける機会がございます。信頼関係を作ることもとても大切だと思っております。是非、忌憚のない御意見をいただければと思います。

それでは斉藤様、御説明をお願いいたします。

((一社) 日本風力発電協会 斉藤理事)

ただ今紹介いただきました、日本風力発電協会の斉藤です。

まずは、本日、本会議で私共から意見を申し述べる機会をいただきましたこと、大変感謝しております。ありがとうございます。

冒頭、お話にありましたとおり、本日は、私共、日本風力発電協会、太陽光発電協会、再生可能エネルギー長期安定電源推進協会、この3団体を代表して本日、私がこの場におりますけれども、他の団体からもオンラインで出席しておりますことを御承知おき願います。

本日は、私から、本有識者会議において、現在、検討中の再エネ共生制度及び再エネ新税について、再エネの健全な普及を推進する事業者3団体としての意見を説明いたします。

では、お手元の資料でいきますと、資料1-1の方を御覧いただければと思います。

昨年9月、宮下知事から公表された共生構想の趣旨については、私共、事業者3団体としても共感をしているところでございます。

特に再エネの普及拡大が国全体として不可欠な状況となっていることへの認識、これを前提として、自然環境と再エネが持続可能で共存共栄していく姿を描いているという考え方を示していただいたことにも感謝する次第です。

本共生構想に基づき、検討が進められております共生制度と再エネ新税については、事業者にとって全く新しい制度となります。

今までこうした制度変更リスクは新制度の対象とされる風力発電事業及び太陽光発電事業だけでなく、他のビジネスも含めて青森県に事業進出等の際の投資判断に大きく影響します。新制度の内容次第では、他の地域もうらやむ資源と優位性を有する青森県が制度変更リスクが顕在化した地域として捉えられてしまうことにもなりかねません。

そうなれば各企業の投資意欲の低下を招き、また、県内企業が建設工事や長期にわたる運

転・保守に参画する機会も奪われてしまいます。

事業者3団体としましては、こうした事態に陥らないことを願うとともに、青森県の自然・地域とカーボンニュートラル、エネルギー安全保障に貢献する再エネの共生は実現できると信じ、県民の皆様をはじめ、あらゆるステークホルダーにとって望ましい、青森県ならではのルールづくりを期待しております。

本日は第5回となりますが、本会議に御出席されている本田議長並びに委員の皆様におかれましては、時間の制約もある中で多岐にわたる議論を進めておられることに敬意を表します。

引き続きの検討にあたりましては、新制度の対象の当事者であり、納税義務者でもある我々事業者の意見を十分に踏まえていただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、ここからは、再エネ共生制度におけるゾーニングと合意形成プロセスについて、第4回の有識者会議までに示された共生条例の骨子案に対する意見として説明をさせていただきます。

まずは、ゾーニングについて、2点意見を申し述べます。

1点目は、保全地域の対象についてです。

現行の国の基準を超えて、青森県が独自に国よりも厳しい規制を設けることは、基本的に避けたいと考えています。仮に、国より厳しい規制を県が独自に設ける場合には、その規制根拠が明確に示されたうえで、十分かつ丁寧な議論・検討がされる必要があると考えています。

例えば、第4回会議では、事業が実施できないエリアとして示された「保護地域」に、自然公園区域の第2種、第3種も含まれていますが、現行の自然公園法施行規則では、これら区域における再エネ発電施設の新築・改築・増築は禁止されておりません。自然公園区域の2種、3種については「保護地域」とするのではなく、事業実施の余地が残る「保全地域」としていただきたいと考えております。

同様に、「緑の回廊」やその他、国の基準では保護地域となっていない規制区分についても、「保護地域」とするのではなく、「保全地域」としていただくことを要請します。

特に風力発電に関しては、事業に適した風況が期待できる該当エリアについて、一律に保護地域とすることは適当ではなく、保全地域にしておくことで、一定の条件を満たした場合には、事業実施が可能となる余地というものを残していただくことを求めます。

また、ゾーニングの設定にあたりましては、再エネの導入に積極的な市町村の意向も十分に踏まえていただくことが重要であると考えております。

2点目としては、共生区域の定義の明確化でございます。

温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域に加えて、「その他これらに順じた区域」というものがございしますが、この区域について、明確かつ具体的な基準を示していただくことが欠かせないと考えております。

続いて、合意形成プロセスについて、3点意見を申し述べます。

1点目は、予見可能性の観点と対象事業についてです。

事業計画において予見可能性の低下が予想されること、現行の法規制内容に照らして、後から規制が著しく強化されることは、事業者の投資を困難にするため、ルールづくりにあたりましては、特に予見可能性について十分に担保される必要があります。

具体的には、合意形成プロセスの対象事業は、条例施行後に再エネ特措法に基づくFIT/FIP認定を取得する案件に限っていただきたいと考えております。

また、特に風力発電に関しましては、参考資料の9ページの方も併せて御覧いただきたいのですが、第4回有識者会議で示された合意形成プロセスのうち、環境影響評価手続き後のフローに従った場合、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられている、下側に記載の、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防三法、これらの許可を期日までに取得することができないということや、更に再エネ特措法で規定されている期限までに運転開始をするということも困難になります。

このため、FIT/FIP認定から3年以内の取得が義務付けられているものについては、合意形成プロセスの対象外としていただくことが重要であると考えております。

続きまして2点目は、合意形成のあり方と市町村の負担についてです。

合意形成は、目的・結果であって、その手段・プロセスについては、必ずしも国の法律に基づかないものであっても、認められるようにしていただきたいと考えております。

例えば、農山漁村再エネ法のスキームに初めて取り組む市町村にとっては、リソースも限られている中で、時間やコストがかかってしまうことが十分に予想されます。共生区域の活用を進めるためにも、合意形成プロセスでいうところの合意については、市町村の負担も考慮したうえで柔軟に捉える必要があると考えております。

最後に3点目でございます。

ガイドラインを策定いただくと承知しておりますが、その作成にあたっては、事業者の関与と協力が不可欠というふうに考えております。

合意形成プロセスを円滑に運用するためには、市町村や事業者にとって分かりやすいガイドラインを作成しておくことが重要であると考えます。

共生制度の趣旨を踏まえた内容にするため、また現場の実務に役立つガイドラインを策定するため、事業者3団体ならびに会員各社はその策定の協力を惜しみません。

また、条例の施行日についてでございますが、適切な内容のガイドラインが策定され、市町村や事業者に対してガイドラインの内容を十分に周知するための期間を設けられるといったような準備が整えられたうえで、条例が施行されるということが適当であると考えております。

以上が私共3団体の共生条例の骨子案に対する意見となりますが、よろしければここでオンライン出席をしております団体の方からも発言をさせていただきたいと思っております。

再生可能エネルギー長期安定電源推進協会の川崎事務局長、よろしく願いいたします。

(（一社）再生可能エネルギー長期安定電源推進協会 川崎事務局長)

本日はこのような機会を作っていただきましてありがとうございます。

今、齊藤理事からもお話がありましたが、我々3団体の想いは一緒でございまして、地元  
に喜ばれる良い再エネを広めていきたいという想いがございます。

今回、考えていただいているテーマは、是非、やはり地元で喜ばれる再エネに配慮する  
という方向に進んでいただければと思いますし、地元で喜んでいただける良い再エネが作れ  
ないような形にならない仕組みや制度を是非、御検討いただければと思っております。

是非とも、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

(（一社）日本風力発電協会 齊藤理事)

川崎事務局長、ありがとうございます。

今回、このような機会をいただいたこと、重ねて感謝申し上げますとともに、事業者3団  
体並びに会員各社、再エネ業界全体の姿勢・取組として、地域からの信頼と理解というもの  
を大前提に引き続き丁寧な説明に基づく合意形成に努めながら、再エネの健全な普及を推  
進し、青森県の発展に貢献して参りたいと考えております。何卒、御理解を賜りますよう重  
ねてお願い申し上げます。

以上で事業者3団体からの説明を終わります。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、御意見、コメント等ございましたらよろしくお  
願いいたします。いかがでしょうか。

おそらく、今、おっしゃっていただいたことは、3団体として切実に検討された結果かと思  
います。これら事業者の御意見と自治体の意見、どこでバランスを取っていくかということが、  
とても大切だと思います。是非、皆様方から忌憚なき御意見をいただければなと思  
います。

大久保委員、いかがでしょう。

(大久保委員)

御説明ありがとうございます。

まさに望ましい再エネと青森県が育んできた自然や文化等を守りながら、両方の調和を  
図っていくというのが本条例の趣旨と理解しております。その意味で、その目的を事業者の  
皆様と共有できているのではないかと感じました。

その上でなるほどと思う点が幾つかありまして、私も今日申し上げようかと思っていた  
ことは、法律に規定してある以外の共生区域について、きちんとしたゾーニングを適切に進

めていくためには、やはり市町村のサポートというものが必要なんだというのは、私も感じているところであります。合意形成に関して、基本的に中身の規制というよりは、まさに皆さんに喜んでいただけるようなものにしていきましょう、という意味での合意形成だと思います。その点が、なかなか十分には機能していないという社会的な評価があり、それを立法事実として、今回の条例でこのようなスキームが組み立てられているとっております。情報の共有をはじめとして、合意形成のために進められている工夫、あるいは逆にやっているけれども凄く難しいと感じる点などがありましたら、少し抽象的なことですが、教えていただければと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。  
斉藤様、いかがでしょうか。

((一社) 日本風力発電協会 斉藤理事)

大久保委員、御質問ありがとうございます。

様々、私共の会員事業者や企業が各地域で取組を進めておられます。今、大久保委員の御指摘にあったとおり、実は、それが社会に見える形で十分示せていないという現状があるというのは、私自身も認識をしているところで、十分な合意形成が図られていないのではないかと懸念を持たれていることは感じているところです。

具体的にどのような対応を取っているかということですが、私共、日本風力発電協会の中では、様々なテーマで活動を行っています。中でも環境と合意形成に関して取り組んでいる活動組織がございます。そちらの方で、既に開発中・運転中の発電所をお持ちの企業から、開発から建設に至り運転を開始した内容に関して、「こういうことをやったらそこにまで至った」というような事例や、逆に至らなかったことに関しましても、「各企業なりに至らなかった要因をこのように捉えている」という事例を収集しています。その収集したものを検討するといったような取組を進めつつある状況でございます。

やはり一部は競争の部分もございますので、そういったところは伏せたいという気持ちもまだまだあるところですが、もう一段高い意識を持って、良いところは協力し、良くないところは全員でその方向に行かないようにする取組を進めていきたいと考えております。

非常に抽象的なお話をさせていただきましたが、私共の状況と共に大久保委員の御質問への直接的な答えになっていないかもしれませんが、状況をお伝えさせていただきました。以上でございます。

(大久保委員)

ありがとうございます。  
グッドプラクティスに加えて、こうしていたら、という「たれば集」は作ってみるとと

でも面白いと思います。先ほど、ガイドラインは、是非、事業者の意見を踏まえて、というお話がありました。そうしたグッドプラクティス、あるいは「たれば集」も提供していただくということは、とても重要なことだと思ってお伺いしました。

ありがとうございます。

(（一社）日本風力発電協会 斉藤理事)

個別具体というよりは、全体最適のための取組なのですが、私共の協会で、環境・社会に配慮することを目的に「環境・社会行動指針」というものを昨年作成し公表しております。その指針に基づき、具体的に関係企業に求める・期待する行動を記載した「環境・社会行動計画」というものを今年の春、作成し公表しております。

関係企業には、そういった指針や行動計画を拠り所として、全国各地で事業として立ち上げていただくということを推奨しているという状況でございます。

(本田議長)

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

私、実は、風力エネルギー学会という学会の副会長をやっているのですが、その学会の中でも、私がこの場にいることも含めて、社会受容性がとても大事だということで、新しい集まりを作っています。その中で、今までの経済一辺倒という視点から外れはするのですが、とても大切な地域の視点ということを主張しておりますので、少しずつ変わりつつあるかなという気はいたします。

浜部委員、いかがでしょうか。

(浜部委員)

私は、事業計画が中止になったところの反対運動をした者です。

真っ向から反対したわけではなく、事業者の方々がもっと地域住民に広く知らせる方法で進めてもらえるのが一番ありがたいと考えていました。全ての事業者の方々がそうではないと思いますが、できるだけ情報が広がらないように努力をしているような、そんな気配も感じました。我々も再生可能エネルギー自体は必要だと考えていますので、事業者の方々にも地域に寄り添っていただいて、それで進めていくのが一番良いのではないかと考えています。

(本田議長)

ありがとうございました。

太田委員、自治体としての意見は大丈夫ですか。

(太田委員)

合意形成のあり方と市町村の負担についてという部分で、先ほどお話がありましたとおり、市町村の負担も考慮したうえで、柔軟に捉える必要があるというのは、私もそう感じています。

また、ガイドラインの策定についても、県内各市町村でも再エネの捉え方にまだまだ差がありますので、分かりやすい内容という部分と、十分な周知期間を設けるという取組は必要かと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。

その他、いかがでしょうか。

(宮下知事)

私から、よろしいでしょうか。

八甲田での風力発電に関して、浜部委員は真っ向から反対したわけではないというお話だったのですが、私はあり得ないと考えて真っ向から反対していました。それを公約の中にも位置づけて、皆さんの理解を得て、結果として事業が白紙になったという状況です。

いただいた御意見は、当然のこととして受け止められる部分もありますし、既に前回会議の時点から改善している部分もあります。

大事なこととして、まず基本的な認識をお伺いしたいのですが、事業者の方々には本当の意味で地域の資源や価値、環境などをどう考えて、どの程度理解しているのでしょうか。また、業界全体ではどのような取組があるのでしょうか。

例えば、既に白紙撤回した事業ですが、八甲田に風力発電を林立させる計画はあり得ないわけです。それを当たり前のよう計画し、当たり前のよう説明することは、私が青森県に生まれて育ったからかもしれませんが、感覚があまりにもずれていると思います。

そして、そのことが、全国の他の地域でもまさに起ころうとしている、あるいは起こっているという状況です。私は業界全体がかなりずれているのではないかと思います。

((一社) 日本風力発電協会 齊藤理事)

宮下知事、ありがとうございます。

例として挙げていただいたものもそうなのですが、御指摘の点は残念ながら、やはり他の地域でも起こりうる状況だと認識しています。

そうであるからこそ、先ほど私共の取組を紹介させていただきましたが、まずは全体的に、今おっしゃっていただいたような、地域にどのような資源や文化、自然があるかということを理解し、その上でどういった風力発電事業を興すのが適当なのかといった基本的な考え方や姿勢のレベルを合わせる、それを更に向上させるという目的で環境・社会行動指針を作

っています。

今の宮下知事の御質問にも関連すると思いましたが、やはり事業者が地域で風力発電事業の開発を進めるにあたって地元の方々と接点を持ちコミュニケーションを図る中で、そのコミュニケーションの図り方と事業者側の地元を受け入れられているかどうかの理解の仕方が揃っていないことが、環境・社会行動指針を作り込んでいく過程で明らかになってきたと私自身、事務局の立場として感じたところです。

まさしく、そういうところをこれからどうやって整えていくかというところ、本日いただいた点に対しても、明確な回答を現時点では持ち合わせておりません。繰り返しにはなりますが、先ほど申し上げた指針や行動計画を作ったうえで、今、御指摘いただいたようなところに応えられる取組というものを更に強化していく必要があると考えています。

(宮下知事)

ありがとうございます。

斉藤理事を責めているわけではなく、私はどのような制度にしたら良い制度になるのかを突き詰めて考えなければいけない立場だと考えて発言しています。東京にある大企業が大規模な太陽光発電や風力発電の施設を青森県に設置し、そこで再エネによる電力を作っているから、その会社が脱炭素を実現しているという話に、私は凄く大きな違和感を持っています。そもそも自然環境と再エネがトレードオフの関係になっていることを理解してそのようなことを言っているのかと、声を大にして言いたいです。そのことが政府の方針に合っているというような錦の御旗があって無意識のうちに進んでしまっているということは、とてつもなく違和感があることだと考えます。

例えば、今回の意見の中で、法律で事業が実施できる範囲でのゾーニングのエリア設定に留めて欲しいという意見は、そのような認識の差がなければ出てこない意見だと考えます。私たちも丁寧に説明しなければいけないと思いますが、青森県が大切にしているエリアを尊重していただかないと、話がなかなか先に進まないわけです。

私たちは、今、私が言ったような感情論で物事を動かすということは考えておりません。法的あるいは論理的に積み上げていった結果の中で、この制度を作り、運用していこうと考えていますので、まず1点目としては、業界としてそこを十分に理解していただきたいということです。

それに加えて、いただいた意見の中の共生区域の定義の明確化は間違いなくやります。そこは御心配いただかなくて大丈夫です。合意形成のあり方、それから市町村の負担ということも皆さんが心配するような話ではなく、私たちがそれをしっかり対応していくことだと思っていますので、そのあたりも心配いただかなくて結構です。

いずれにしても、私たちが大切にしていきたいものを尊重していただきたいです。その尊重ということが、この制度で実現したいことだとまず理解していただきたいと考えています。勿論、回答は求めませんので、是非そのあたりは全体にお伝えいただければと思います。

(本田議長)

ありがとうございました。  
錦澤先生、いかがでしょうか。

(錦澤委員)

御説明いただき、どうもありがとうございました。東京科学大学の錦澤と申します。  
私の方からは、やや実務的な確認をしたいと思います。

合意形成プロセスについて、既に行われている事業の予見可能性という点については、やはり制度を作るうえで考慮しなければいけない重要なポイントだと考えています。

2ページ目の「予見可能性の観点と対象事業」のところで、合意形成プロセスの対象事業をFIT/FIP認定を取得する案件に限定していただきたいとのことです。今の制度案では、環境影響評価手続が終了して評価書を公告したものを対象と見ているわけですが、FIT/FIP認定を取得する案件に限定していただきたいということは、環境影響評価手続後の合意形成プロセスに時間がかかると、FITの運転開始期限に影響してくる可能性があるということを懸念されていると理解しました。

これまでの実際の事業の実績から見て、3年の期限の中で評価書が出て環境影響評価手続が終わってからどの程度余裕があるのかということデータをしてお示しいただくことはできるのでしょうか。要するに評価書が出て環境影響評価手続が終わってから、十分な期間が実際に取れないのが実態だということになると、そのような点を考慮しないといけません。その辺りについてお尋ねしたいというのが1点目です。

2点目は、その下の『合意形成』のあり方と市町村の負担」のところが、私は十分に理解できませんでした。必ずしも国の法律に基づかないものであっても認められるようにしていただきたいとのことです。この「国の法律」というのは、温対法や農山漁村再エネ法の促進区域を指しているという理解でよろしいのでしょうか。また、認められるようにしていただきたいというのは、何を認めるというようなことでしょうか。もう少し具体的に教えていただければと思います。

((一社) 日本風力発電協会 斉藤理事)

錦澤委員、御質問ありがとうございます。

まず、答えやすい方から申し上げますと、2点あるうちの2点目の方の御質問については、委員の御理解のとおりです。「国の法律」とは、温対法や農山漁村再エネ法を指すという整理をしています。

また、1点目の方ですが、環境影響評価手続の評価書が確定した後の期間の実態についての御質問と理解しました。私の理解が間違っていない前提でお答えをしますと、環境影響評価手続の評価書が確定しましたら、その後に出てくるのは、建設工事の着手です。電気事業

法に基づいて工事計画届出を提出します。現状、基本的に環境影響評価手続が終了したら同じタイミングで、再エネ発電事業が立地される予定の場所の必要な許認可手続きが取得されるのが実態だと理解しています。

御質問のお答えになっていましたら、確認いただければと思います。

(本田議長)

錦澤委員、いかがでしょうか。

(錦澤委員)

過去の実績で実際に3年の縛りが、かなりスケジュール的にタイトな状況なのかどうかという点をお尋ねしたかったということです。

それから「国の法律」は私の理解でよろしいとのことですが、認められるようにしていただきたいというのが、共生区域でなくても手続きを進められるような制度設計にしてあります。それ以外に何かを求める内容なのかということを確認したかったです。

((一社) 日本風力発電協会 齊藤理事)

重ねてありがとうございます。

2点目については、そのような理解で認められるようにという趣旨で意見させていただいております。ただし、前段で、共生区域の定義を明確化していただいた中に、私共が現時点で合意形成プロセスの中で意見をしたような合意形成というところも組み込まれるというところであれば、この点については、それが約束されることで、整理されることになるのではないかと捉えております。

(本田議長)

すみません、事務局の方から補足があります。

(事務局)

環境政策課の上村です。

第4回会議の資料では、この合意形成プロセスの後の知事認定後に関係法令の手続きというフローがありました。そこを懸念されて、それだと時間がかかるという認識だと思います。そこが誤解を招いたところでもあるのですが、例に挙げていただいた森林法や砂防三法などの関係法令の手続きは、環境影響評価手続と並行して進めていただければと思います。

事業認定の後に電気事業法の工事計画届出を行うことを考えれば、合意形成プロセスを課すことで、余計に時間がかかる制度にはしていないと御理解いただければと思います。

(本田議長)

錦澤委員、よろしいでしょうか。

(錦澤委員)

これ以上時間をとってもしよくないので、私は一旦これで結構です。

(本田議長)

時間も押していますので、もし追加で御意見等ありましたら、事務局経由で連絡を取る形でお願ひしたいと思ひます。

斉藤様、どうもありがとうございました。

((一社) 日本風力発電協会 斉藤理事)

どうもありがとうございました。

(本田議長)

それでは、次の議題の方に移って参りたいと思ひます。

資料番号2から4について、上村課長の方からお願ひいたします。

(事務局)

共生条例について、今回の検討事項を説明したいと思ひます。

共生条例については、これまでの4回の会議でゾーニング及び合意形成手続きの大枠の部分は概ね了解いただいていると考えています。

今回は、制度の詳細部分のうち、委員の皆様から御意見いただきたい項目を検討事項として、資料2に整理をしていますので、こちらを中心に御議論いただきたいと思ひます。

資料2を御覧ください。

1 ページ目は対象事業等です。最初に前回までの振り返りということで主な内容をお載せしております。対象事業及び規模要件については、御覧のとおりです。陸域に設置される風力又は太陽光発電事業を対象とし、規模要件はそれぞれ御覧のとおりです。

2 ページ目が、ゾーニングマップでございます。

先ほど斉藤理事から御意見もありましたが、このゾーニングについては関係法令の規制状況だけではなく、未来に継承すべき自然環境かどうか、県としてどう考えるかという観点でゾーニングしているところでございます。

オレンジ色が保全地域、赤が保護地域、それ以外が調整地域。その他、共生区域というものをお設けているという形になっています。

それから3 ページ目が合意形成プロセスで、御覧のとおりとなっております。

ここまでが前回の検討で、おおむね御了解いただいたと考えているところです。

次に4ページ目、御覧ください。

ここからが、今回の御意見いただきたい検討事項となっております。

まず、「検討事項1 ゾーニングの対象となる施設について」です。

再エネ施設は発電設備本体や附属設備で構成されています。資料上は風力発電の例ですが、風力発電については、本体の風車の他に管理用道路や送電線、運転監視装置、変圧器などの附属設備があるところです。

どこまでをゾーニングの対象とするかというところですが、事務局案としては、ゾーニングの対象とするのは、発電設備本体のみとする案としています。

その理由ですが、管理用道路、送電線、通信ケーブルなどは、立地条件によって様々なケースが考えられまして、事業によっては、発電設備から相当離れたところに設置される事例も想定されます。

従って、一律でゾーニングの対象とするのではなく、個別事業ごとに事業計画全体の中で適否を判断していくことが適当と考えたところです。

ただし、発電事業としてはこれらの附属設備も含めて一体として捉えるべきであると考えますので、事業計画の認定対象としては、本体の他、附属設備も含めて全体を対象とすることを考えています。

次に5ページ目ですが、「検討事項2 事業計画認定以降のプロセスについて」です。

これは手続きを整理したものになりますが、これまでの検討では、フロー左側の知事による事業計画の認定の段階まで示していたところです。認定期間や変更認定等について整理をしました。フローに記載のとおり、事業計画認定後に施設を設置した際の設置届、事業を廃止する場合の事業廃止届の手続きを設け、事業計画の認定期間は廃止届が提出されるまでの期間とします。

また、計画認定後に認定基準に適合しないと明らかになった場合には、認定の取消を行うほか、計画変更の場合には、計画変更認定を行うと考えております。

次に6ページ目ですが、「検討事項3 経過措置について」です。

条例施行時点で事業計画が進められている事業の取扱いをどうするかということです。

まず、この6ページ目は、環境影響評価手続対象事業についてです。

条例施行時点において、環境影響評価手続を開始している事業については、環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみ適用することしたいと思います。

また、その施行時点において、既に評価書の公告を開始している事業、つまり環境影響評価手続が終了している事業については、条例の適用外とすることを考えております。

それから次のページ、7ページ目が環境影響評価手続対象外の事業についてです。

施行時点において電気事業法に基づく工事計画の届出をしていない事業については、合意形成プロセスを適用します。

また、既に工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外とすることを考えています。

検討事項については以上ですが、その他、ゾーニング等で一部見直しをしたところがございますので、それについて説明をしたいと思います。

「資料3-1 共生条例の骨子案について」という資料を御用意ください。

14ページをお開きください。

14～15ページ、ゾーニングについてですが、保護地域のところで赤字になっているところが今回変更、見直しをした部分でございます。

まず、自然環境保全地域の普通地域について、前は保全地域としていましたが、今回、保護地域として見直しました。

理由としては、温対法に基づく促進区域の設定にあたっての国の基準において、この自然環境保全地域は普通地域を含めて、全て促進区域から除外すべき区域として定められていることが確認されたことから、本ゾーニングにおいても、共生区域とすべきではないと考えました。つまり、保護地域とすることが適当と考え、地域区分を見直したところです。

もう1点、その隣の天然記念物というところも赤字にしています。国指定、県指定の文化財のうち天然記念物について、例えばカモシカやイヌワシなど動植物の種が指定されていることが多いことから、前回会議では区域設定がなくゾーニングの対象外と整理をしていました。しかし、詳細を確認したところ、例えば「小湊のハクチョウ及びその渡来地」といったように、動植物の種とともに区域指定がされているものがあることが確認されたことから、それら区域設定がされているものについては、ゾーニング可能なものとして、保護地域に追加したところがございます。

この部分を見直したマップが、下の15ページのところとなります。

今、御紹介した「小湊のハクチョウ及びその渡来地」として夏泊半島が赤色になったところが大きく変わったところがございます。

資料3-1は以上でございます。

最後に資料4を御覧いただきたいと思います。

資料4は、ガイドライン全体の構成イメージでございます。

これまでの会議においても、ゾーニングや合意形成プロセスの詳細や条例規則への記載事項以外に配慮すべき事項などをガイドラインに盛り込んでいく旨を御説明してきたところです。現時点でのガイドラインの構成イメージをまとめた資料となります。

3ページ目を御覧ください。

例えば、ゾーニングに関しては、条例規則には、各地域の定義や区域名称まで書くこととなりますが、ガイドラインには、その区域を図示したマップ、それぞれの地域の解説を記載したいと思います。

また、このページの一番下に配慮すべき区域・事項とありますが、条例規則では定められないものの配慮すべき区域や事項についてもマップ等で記載します。

具体的には、次の4ページを御覧いただきたいと思います。区域設定が困難な要素や防災に関する法令など、共生条例の目的とは異なるものの配慮が必要な要素について、ガイドラ

インにまとめていきたいと考えています。

5 ページ目は、合意形成に関する内容ですが、事業計画案の届出や意見交換会の詳細事項など、特に事業者向けの配慮事項をガイドラインの方で記載していきたいと思っております。

少し飛んで9 ページを御覧ください。

9 ページは、共生区域についてです。ガイドラインにおいて、例えば1 の共生区域の設定フローや、5 の協議会の構成や運営の方法など、主に市町村の役割部分をサポートする内容を記載していきたいと考えています。

以上、ガイドラインの詳細は条例本体の骨子が決まってから細かい部分を作成していくこととなりますが、このような形で条例規則と併せてガイドラインを作成して、一体として運用していきたいと考えております。

以上が事務局からの説明です。

特に最初の検討事項を中心に御意見をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(本田議長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明に関して御意見を頂戴したいと思っております。いかがでしょうか。

(大久保委員)

御説明ありがとうございます。口火を切らせていただきます。

大変精力的に作業をしていただきまして、図も基本的なコンセプトも分かりやすく示していただいたと思っております。

今回、検討事項とされているもののうち、1 に関しましては、確かに一律に対象とするというのは難しいけれども、そうした個別の附属設備が大きな影響を及ぼすこと、あるいは、工事の方法自体が大きな影響を及ぼすということもあります。この点について、しっかり記載を求めると書いていただいたのは、とても良かったのではないかと考えております。

その次は検討事項2 に関連して、想定と違うことが行われた場合についてです。そういうことにならないようにするための担保として認定取消と書いていらっしゃるものです。これは、いきなり認定取消だけを設けますか。方法としては、一旦中止をかけるとか、あるいは措置命令をかけるだとかの方法があり得るわけです。これを個別法だけで対処するのか、条例で措置するのかというあたりをお伺いしたいです。

(事務局)

いきなり認定取消ということにはならないと思っております。途中、指導が入って、何かしらの手続きを積んで、それでもなお基準を満たさないとすれば認定取消というようなフローに

していきたいと考えています。

(大久保委員)

ありがとうございます。

一旦すぐにできるものを間に入れておくことが凄く重要かと思います。取消までいく場合は、おそらく県の手続条例上の手続きも色々入ってくると思います。迅速にできるものを入れておくことをお勧めします。

(本田議長)

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

私から一点質問、よろしいでしょうか。

先ほどの斉藤様のコメントにもあったのですが、特に自然公園法の2種、3種の扱いでございます。八甲田に関しては知事がおっしゃったとおりと私も思います。しかし、特に沿岸域になってくると風の条件としては比較的良くて、逆に地域として活かすべき場所が含まれる点が少し気になります。特に沿岸域での2種、3種の扱いが一律でいいのかどうかというあたりで県の事務局の御意見はいかがでしょうか。

(事務局)

ゾーニングの考え方としては、先ほども少し申し上げましたが、本県として将来世代に継承すべき自然環境かどうかという観点で設定しています。これまでの4回の会議での検討を踏まえまして、自然公園法の2種、3種や緑の回廊といった部分も県として重要な地域であると考え、保護地域として設定したところです。

御意見があったとおり、それらの中にも風況が良いところはあると思いますが、保全地域などにもポテンシャルのある地域が面積的にかなり多くあると思います。そこも含めて、保護地域以外でも十分ポテンシャルが残されているのではないかと考えているところです。

また、ゾーニングの設定にあたっては、各市町村の意見も十分に聞きながら進めているところです。地域からそういった御意見があれば、それも踏まえて検討したいと思います。

(本田議長)

ありがとうございます。

佐々木委員、お願いします。

(佐々木委員)

先ほど大久保委員が指摘なさった点ですが、事業計画の認定内容と照らして事業の進め方などに齟齬がないかどうかという点に関して、いきなり認定取消はあまりじゃないかということは、実効性の担保について事務局が検討していることと関連するかと思うのです。

が、そのあたりはいかがでしょうか。

(事務局)

まず認定基準を設けてしっかりした事業計画であることを確認したうえで認定していくということになります。

その後の詳細まではまだ詰まっておりますが、認定基準を満たさないということが確認されれば、認定しつばなしということにはなりません。ただ形だけの認定にならないように、取消まで含めた制度にして事業者には計画どおりきちんと進めていただく制度にしたいと思っています。

(宮下知事)

実効性の担保に関しては、基本的に2つの手法があると思っています。1つは今、委員におっしゃっていただいた部分と、もう1つは行政罰を設けることを考えています。その他にも公表や勧告などの措置について説明します。

(事務局)

資料3 - 1の22ページで実効性の担保について記載しております。

事業者への勧告や不認定事業者の公表、それから許認可権者への通知など、これは電気事業の再エネ特措法の許認可権者への通知。それから、罰則の設定については、行政罰、過料の設定等を検討しているところでございます。

こういった手法で、制度自体の実効性を高めるようにしたいと思います。

(本田議長)

佐々木委員、よろしいでしょうか。

その他、いかがでしょうか。

(宮下知事)

今回、事業者から意見が出ている共生区域の設定方法については、一定の答えを出させていただいています。その辺りは皆さん御理解いただいていると思います。そこは御指摘をさせていただきたいと思います。

(本田議長)

分かりました。ありがとうございました。

浜部委員、どうぞ。

(浜部委員)

すみません、先ほどの私の意見が少し言葉足らずだったので補足です。

八甲田に関しては真っ向から反対でして、再生可能エネルギーに対しては真っ向から反対ではないということです。

(本田議長)

ありがとうございます。

これで大体議論できたかなと思います。事務局におかれましては、本日も各種議論がございましたので、それを踏まえて最終的な骨子案をまとめていただくようお願いいたします。大変だとは思いますが、ひとつよろしくお願いいたします。

一度、事務局の方に進行をお戻しいたします。

(司会)

本田議長、ありがとうございました。

ここで第1部を終了とさせていただきます。

第2部は、この後、10分程度の休憩を挟んで再開をいたしたいと思いますので、それまでしばし御休憩をお願いいたします。

なお、第2部は非公開となりますので、関係者以外の方は御退室願います。

[第2部の議事録は非公開]